



令和7年11月5日 中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月5日付けで、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名:日本郵便株式会社

住 所:東京都千代田区大手町2-3-1

代表者:小池信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分(9営業所)

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
広島	久 井	1両× 45日	山口	生 雲	1両× 24日
広島	砂谷	1両× 44日	鳥取	佐治	1両× 32日
岡山	上長田	1両×120日	島根	亀 嵩	1両× 36日
岡山	梶 並	1両× 38日	島根	黒松	1両×130日
d. E	14, ±	1両× 49日			
山口	秋吉	1両× 48日			

3. 処 分 日 令和7年11月5日(水)

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

みずたに くらた ひろもと担当:水谷、倉田、廣本

TEL:082-228-3460